

令和8年度事業計画

令和7年度における我が国経済は、政府による賃上げの促進や積極的な経済政策の推進により、成長と分配の好循環の実現に向けた動きがみられるいっぽう、物価上昇の継続や国際情勢の緊張の高まりなど、企業経営や国民生活に影響を及ぼす不確実性も依然として存在している。また、人口減少に伴う労働力不足や経済規模の縮小など構造的課題が顕在化する中、社会保険労務士（以下「社労士」という。）が果たすべき役割は一層重要性を増している。

昨年6月に第9次社会保険労務士法改正が実現し、社労士の「使命規定」が創設された。これにより、私たちは「使命を託された存在」として、個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することが、改めて法的にも明示された。福島県社会保険労務士会（以下「本会」という。）としても、この法改正を好機と捉え社会からの信頼に応える専門家集団として、制度の安定的な運用と持続的な発展を期さなければならない。そのため引き続き全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）と連携を密にし、職業倫理やコンプライアンスの徹底を図りながら、社労士の社会的地位の向上に邁進していく。

令和8年度予算編成にあたっては、令和10年度に迎える社労士制度60周年記念事業や連合会費の値上げを視野に、将来にわたる安定した事業運営と会員サービスの提供を両立させるべく、事務局体制の基盤強化を図ることなどを織り込んだものとする。また、本会会費のより適切なあり方についても、連合会における会費改定の議論も参考にしながら、今年度中に理事会にて十分な協議を経て、改定の可否を判断し、丁寧な説明のもと審議を仰いでいきたい。

事業の遂行にあたっては、これまで通り本来の社労士業務と社会貢献事業との両輪を基本姿勢として、社労士のブランド向上と地域社会や企業の健全な成長に寄与していく。また、新入会員研修や試験合格者説明会を含めた各種研修会の充実を図り、若手や後進育成の基盤を強化し、会員数が順調に増加で推移していることにも資するよう、工夫しながら組織力を高めていく。

一方、昨年11月には新潟県社労士会との交流の機会に恵まれ、非常に有意義な意見交換となったことから、今後は他県会との交流事業や研修旅行等、会員の研鑽や親睦を図る事業を実施し、互いのコミュニケーションを活発化させて、組織の強化と会員間の連携を深めていく。また、SR経営労務センターについては、アンケート結果を踏まえ設置可否判断のため必要な調査を十分行い協議していく。

以上のことから、令和8年度の事業計画については昨年度までの事業継続を基本として、5つに類型した次の事業を展開し着実な成果を得られるよう、会員各位のご理解とご協力のもと、前例にとらわれず種々工夫して経費削減を図りながら、効率的かつ合理的な運営を心がけ進めていく。

令和 8 年度事業計画の全体像

I. 専門能力向上に関する研修事業

- 1 関係法令及び分野別専門研修
- 2 事業環境の変化や社会貢献に関する研修（デジタル化、労務監査ツール、生成 AI、ADR、他）
- 3 社労士の品位保持に関する研修、倫理研修及び必須未受講者への対策強化
- 4 人間力及びコミュニケーション能力向上のための研修
- 5 支部研修への支援
- 6 連合会関連の研修会（ビジネスと人権、e-ラーニング等による専門講座や研修コンテンツ）の受講勧奨

社労士に求められる専門能力を発揮して、その社会的使命を果たすべく、事業環境の変化に適合するため必要な専門知識の更なる向上・習得を目的として研修事業を行う。また、国家資格者として私たちに求められる職業倫理が年々高まっていることから、連合会の 5 年毎の倫理研修会の受講を必須として、品位の保持や倫理の向上について繰り返し何度も研修会を実施し、築き上げてきた信用と信頼をより強固なものとしていく。なお、研修事業の実施にあたっては、昨年度と同様、受講者側の負担軽減にも資するよう、集約開催などで効率的に開催していく。

一方、連合会では、北海道・東北地域協議会（以下「地協」という。）のみならず、全国の地協・単会の研修動画等（コンテンツ）が共有化されているので、会員の自己研鑽に資するよう本システムの積極的な利用を推奨していく。

II. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

- 1 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
- 2 各種監査事業等への協力（企業主導型保育施設への労務監査・繊維産業に対する JASTI 監査・医療機関評価制度）
- 3 働き方改革労務監査事業
- 4 デジタル化推進事業
- 5 SRP II の取得促進事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のための事業を行う必要がある。はじめに連合会関連では、厚労省から全国一括受託した働き方改革推進支援センター（以下、当県では「福島県センター」という）の事業を継続していく。また、企業主導型保育施設への労務監査事業や繊維業事業者に対する JASTI 監査については、主として BHR 推進社労士を中心に対応し、医療機関評価制度についても円滑に対応すべく、いずれも連合会と連携を密に取りながら円滑に実施していく。

一方、本会オリジナルの労務監査ツールは、県内の中小企業等の労務監査や人権 DD においても活用できるよう、必要な研修を経て監査の実績を積み上げ広く PR していく。また、社労士業務も例外なくデジタル化が急速に進展しているため、デジタル化やセキュリティ対策、そして BCP 策定等に関する知見養成のための研修の開催と同時に、SRP II 取得促進や連合会の社労士診断認証制度の認証も積極的に推進していく。

Ⅲ. 社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

- 1 働き方改革を推進するための県内企業に向けたセミナーの実施
- 2 福島県社労士会総合相談所の事業
- 3 ワークルールに関する事業
- 4 障がい者等への支援、及びがん治療者等に係る就労支援に関する事業
- 5 社労士会労働紛争解決センター福島の運営等に関する事業
- 6 街角の年金相談センター福島の運営、及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業
- 7 成年後見制度の推進に関する事業
- 8 SR 経営労務センターの設置可否判断のための準備（調査・協議等）

各種の事業を通じ広く社会に貢献することは、公的な法定団体の社労士として課せられた使命であると同時に、知名度・認知度の UP や信用・信頼の基盤形成につながってきたことを、私たちは自覚し継続していかなければならない。

具体的には、福島県社労士会総合相談所（第 4 水曜日）については、複雑かつ高度な専門的相談に対応すべく研修を実施し、必要な相談員を養成するとともに、社労士会労働紛争解決センター福島（ADR）との連携・支援体制を強化していく。

さらに、これから社会に出て働く高校生、大学生等が安心して社会生活を送れるよう、社会保障制度と社会人としての心構え及び働くときのルールについて、セミナーを引き続き実施していく。また、令和 4 年度から実施している「特別非常勤講師制度」に基づいた高等

学校への授業も併せて実施していく。加えて、障がい者等へのセミナーやがん治療者等への就労支援についても継続していく。

街角の年金相談センター福島及び年金事務所における年金相談窓口の運営については、新規相談員の底辺拡大のため日本年金機構の協力をいただき、上席年金給付専門職を講師とした年金研修会を、さらに充実させて継続実施していく。成年後見制度の推進に関する事業については、引き続き成年後見センター福島のサポートに努めていく。

SR 経営労務センターについては、本年 3 月に実施したアンケートの結果から、設置に関し肯定的な意見が多かった半面、SR 制度に対する理解不足も顕在化した。よって、設置可否の判断材料となる情報収集等の調査を十分行ない、これまでの経緯や将来の見通しも踏まえ理事会で協議のうえ取り纏め、会員にわかりやすく提示できるように進めていく。

※SR 経営労務センターは本会から独立した組織・会計となり、利用する会員（社労士・事業主）からの会費等により自主運営されるのが基本的な形態となる。

IV. I からⅢに関する広報事業

- 1 社労士制度及び社労士会の活動を周知するための対外的な広報事業
- 2 関係機関・報道機関との連携による広報活動
- 3 会報の発行及びホームページを活用した会員に向けた広報事業

国民や事業主に対して、社労士活用の高度な有用性の理解促進と労働・社会保障等の専門士業としての社労士ブランドの価値をさらに高めるため、また「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会づくり」の実現のために、新聞、ラジオ等マスメディアの活用を継続する。また、連合会で展開している各種広報ツールや、全国広報担当者会議で得られた他社労士会の活動実績等を最大限に活用し、緊縮な予算下にあってもより効果的な広報活動を進めていく。

特に 1 2 月 2 日の「社労士の日」等、社労士会の事業・イベントに関して、マスメディアを通じて、広く広報活動を展開していく。

また、現有のホームページについては、セキュリティ強化を図りながら、より充実させアクセス数を伸ばす等、社労士の業務や制度、そして県会や支部の事業、委託事業等について、国民や事業主に広く PR していく。会報については従来通り年 2 回の発行とし、県内の首長や地方・国会議員・協定締結の関係団体等へ送付していくが、あわせてデジタル配信への移行についても具体的に協議を進めていく。

V. 組織の強化、その他の事業

- 1 組織の整備と強化の検討、及び事務局職員の働きがい改革推進と業務の分散化・効率化
- 2 本会会費のより適切なあり方の検討
- 3 連合会、北海道・東北地域協議会等との連携、協力
- 4 社会保険労務士試験、特別研修、紛争解決手続き代理業務試験への協力
- 5 関係士業、団体との情報交換、協力
- 6 連合会での被災地域の連絡協議会（情報交換会）への参加
- 7 他県会との交流事業や研修旅行等、会員の研鑽や親睦を図る事業の実施

長年にわたり推進してきた各事業については、緊縮的な予算下において、その負担と効果のバランスや社会的なニーズの変化等を検証したうえで、事業の種類や回数を見極めを行ない、それにふさわしい組織体制の整備・強化策を検討していく。また、事務局においては、職員の年齢や経験等を踏まえ、職員の働き方改革から働きがい改革を実現すべく、業務の見直しや効率化・平準化を図りながら、並行して円滑な継承を行なっていく。

一方、将来にわたる安定した事業運営と会員サービスの提供を両立させるべく、本会会費のより適切なあり方について、本会の財政見通しや連合会における会費改定の議論経過も参考にしながら、今年度中に理事会にて十分な協議を行ない、仮に改定する判断となった場合は令和9年度の定時総会に上程し、丁寧な説明のもと審議いただけるよう進めていく。

連合会をはじめとした関係団体等との連携・協力については、これまで長年にわたり築いてきた良好な関係のもと、情報交換を密に図って協力体制の維持・発展に努めていく。なお、連合会と日本労働組合総連合会との間で定期的な意見交換会が行われているが、連合会の勧奨により今年度から本会でも日本労働組合総連合会福島県連合会（略称「連合福島」）との間で、定期的に意見交換を行ない、両会の協力関係の構築等を進めていく。

他県会との交流事業や研修旅行等、会員の研鑽や親睦を図る事業を今年度から実施し、互いのコミュニケーションを活発化させて、組織の強化と会員間の連携を深めていく。